

社会福祉法人草加市社会福祉事業団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間内に、子の看護休暇を5人以上取得すること

女性職員・・・育児休業取得率100%を維持すること

<対策>

- 平成27年度 制度に関する資料の作成。施設長、職員への周知。
- 平成28年度 育児休業等の取得状況を調査し、取得しやすい環境を整える。

目標2：所定外労働時間の縮減及び環境に配慮し、ノー残業デー（毎週木曜日）の職員への周知・徹底を図る

<対策>

- 平成27年度 施設長及び職員への周知、ノー残業デーの残業状況の調査。
- 平成28年度 ノー残業デーの残業状況の調査をもとに、業務の削減、合理化に対する取り組みへの検討開始。
※28年度末までに繰り返し行う。

目標3：年次休暇及び夏期休暇の取得率を次の水準以上にする。

年次休暇・・・全職員取得率20%以上にする

夏季休暇・・・全職員取得率100%にする

<対策>

- 平成27年度～ 施設長及び職員への周知
年度終了時に、施設毎の年次休暇の取得率を公表。
施設長を中心に、職員が年次休暇を取得しやすい環境を整える。
※経営会議等で、周知を繰り返し行い、目標水準を維持する。